

学校いじめ防止基本方針

いわき市立錦東小学校

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（H25）および、いわき市いじめ防止基本方針（H29）に基づき、本校のいじめ防止対策の基本方針を示し、いじめ防止等のための対策を総合的に推進するために、本校の実情に合わせて策定する。

2 基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在である。いじめは、子どもにとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要がある。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組むこととする。

- (1) いじめは全ての子どもに関する問題であり、どの学校にも、どの集団にも、どの子どもにも起こり得るとの認識をもち、児童が安心して学習その他の活動ができるようにする。
- (2) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、全ての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解できるようにする。
- (3) 子どもの生命・心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、市教育委員会、家庭、地域、関係機関との連携を図り、いじめ問題を克服するようにする。
- (4) 児童の健全育成のために、公民館、地域ボランティア、家庭相談員等との連携を深め、いじめや不登校対策、非行防止活動等、安心・安全な地域社会づくりに努める。

3 取組の基本姿勢

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛をかかっているものをいう。

- (1) いじめはどの学校でもいつでも起こり得るとの認識をもち、早期発見・早期対応に努めるとともに、その解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。いじめの解決に当たっては、いじめを受けた児童に寄り添いながら、児童の生命および心身の保護が最優先課題であるという認識に立ち、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図る。
- (2) いじめ発生の未然防止のために、児童に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させると同時に、思いやりの心や助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築くことができるように、適宜指導する。
- (3) いじめの早期発見のために、アンケート調査を定期的実施するとともに、各種研修等を活用しながら、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力の向上に努める。
- (4) いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のために「いじめ根絶チーム」を設置する。
 - ① 構成員は校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭とする。また、取り扱う案件によっては、該当児童の担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、

保護者代表（PTA会長）等、校長が実情に応じて定める。

- ② 主な取組は、年間計画の作成、いじめの相談及び通報窓口、いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有とする。
- ③ いじめが発生またはいじめと疑われる事案があった場合には、緊急会議（校内委員会）を開き、対応方針の決定と保護者への連携等、組織的に対応する。

4 いじめ防止に関する具体的な取組

（1）未然防止

- ① 児童のよさを認め合い、学級・学校に一人一人の居場所があるあたたかい雰囲気づくりをする。
- ② 道徳教育・人権教育・国際理解教育等の充実を図る。
- ③ 道徳科や学級活動、児童会活動において、児童が自らいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会を設定する。
- ④ 教職員研修を実施し教職員の資質向上を図るとともに、教職員間で児童の小さな変化を見逃さない体制を作る。
- ⑤ 教育相談、電話連絡、学校・学級だより、ホームページ等により家庭との連絡を密にし、相互協力体制を構築する。

（2）早期発見

- ① 5月と11月をいじめ防止月間と定め、いじめ防止に関する授業を実践し児童への啓発を図るとともに、児童アンケートを実施する。
- ② 全職員による情報共有を積極的に行い、いじめを見逃さない。
- ③ 悩みを抱える児童が相談しやすいよう、保健室やSCの利用及び外部機関によるLINE相談や電話相談窓口等の周知を図る。

（3）早期対応

- ① いじめの事実またはいじめと疑われる事案があった場合、発見者は直ちに生徒指導主事または管理職へ報告する。
- ② 管理職はいじめ根絶チームをできるだけ早く招集し、事実確認のための聞き取り調査やアンケートを実施する等適切に対応する。
- ③ いじめを認知した場合、校内委員会を招集し今後の対応を協議する。
 - ・ いじめられた児童の安全確保といじめた児童への指導、周囲の児童への指導
 - ・ 該当児童保護者への状況説明と今後の支援
 - ・ 学級や学年での保護者会開催の有無
 - ・ 市教育委員会や関係機関（児童相談所・警察・病院等）への報告と連携
 - ・ 校内指導体制の強化

（4）重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害、いじめによる欠席）への対応

- ① いじめられた児童の生命と安全確保を行う。
- ② SC、SSW等関係機関と連絡し、校内の心のケア体制を整備する。
- ③ 教育的配慮のもと、いじめた児童への指導を行う。
- ④ 市教育委員会による調査への協力を行う。